

奈良市カラスによる被害の防止及び良好な生活環境を守る条例

(目的)

第1条 この条例は、カラスによる市民等に対する被害を防止するために必要な事項を定めることにより、市民及び事業者の安全安心かつ良好な生活環境を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、事業者及び本市の区域内に滞在する者（本市の区域内を通過する者を含む。）をいう。
- (2) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う者をいう。
- (3) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラスに餌を与えること（餌を目当てにカラスが集散することを認識しながら、カラスが食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。）を継続し、又は反復して行う行為をいう。
- (4) カラス被害 次のいずれかに該当するものにより給餌による餌を目当てに集散するカラスによる周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害が生じていると認められる状態であって、かつ、複数の周辺住民からの市長に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっていると認められる状態をいう。

ア 鳴き声その他の音

イ ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気

ウ 羽毛の飛散

エ 攻撃、威嚇及び破壊行為

(市の責務)

第3条 市は、市民等の理解と協力の下、カラス被害の防止及び安全安心かつ良好な生活環境を守るための施策を推進するよう努めなければならない。

- 2 市は、この条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について市民等から申立てを受けたときは、その内容について調査を行い、この条例の定めるところにより必要な措置をとらなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市又は他の市民等が実施するカラス被害の防止及び安全安心かつ良好な生活環境を守るための施策、活動等に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、カラス被害を発生させないよう地域において自主的な取組に努めなければならない。

(給餌によるカラス被害の禁止)

第5条 市民等は、給餌によりカラス被害を生じさせてはならない。

(回収義務)

第6条 給餌によりカラス被害を生じさせているときは、当該給餌をしたものは、速やかにこれを回収しなければならない。

2 前項の場合において、当該給餌をしたものが明らかでない場合であって、他に給餌による餌を回収すべきものがないときは、当該給餌が行われた場所を占有し、管理し、又は所有するものは、速やかにこの回収に努めなければならない。

(立入調査等)

第7条 市長は、第5条又は前条第1項の規定に違反する事実があると認める相当な理由があるときは、この条例の施行のため必要な限度において、市長が指定する職員(以下「指定職員」という。)をして、その事実があると認められる土地、建物又は工作物に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする指定職員は、その資格を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 関係人は、第1項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第8条 市長は、第5条又は第6条第1項の規定に違反したものに対し、期限を定め、当該違反状態の防止又は除去のための措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、そのものに対し、期限を定め、当該勧告に係る措置をとるべきことを命じることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けたものが、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該命令を受けたものに対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 第9条の規定による命令に違反したものは、5万円以下の罰金に処する。

2 正当な理由がなく第7条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答を行ったものは、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。